

総務常任委員会日程表

令和8年3月11日

1 付託案件審査

条例

【総務部・市民協働部・消防本部】

- ・議案第26号 加古川市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例を定めること
冊子番号11 P. 10～13
- ・議案第27号 加古川市印鑑条例の一部を改正する条例を定めること
冊子番号11 P. 14～17
- ・議案第28号 加古川市行政手続条例の一部を改正する条例を定めること
冊子番号11 P. 19～27
- ・議案第29号 加古川市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を定めること
冊子番号11 P. 28～31
- ・議案第30号 加古川市手数料条例及び加古川市市税手数料条例の一部を改正する条例を定めること
冊子番号11 P. 32～37
- ・議案第34号 加古川市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を定めること
冊子番号11 P. 92～97
- ・議案第35号 加古川市火災予防条例の一部を改正する条例を定めること
冊子番号11 P. 99～107

当初予算

【総務部】

- ・議案第21号 令和8年度加古川市財産区特別会計予算
冊子番号5 P. 44～49
冊子番号7 P. 185～231

- ・議案第12号 令和8年度加古川市一般会計予算のこのうち本委員会付託部分
冊子番号⁶5 P. 4～14

【消防本部】

歳出

- 9款 消防費 冊子番号⁶6 P. 338～349

歳入

- | | | | |
|---------------------|---|--------|---|
| 15款 使用料及び手数料のうち所管部分 | } | 一
括 | 冊子番号 ⁶ 6 P. 30、31 |
| 16款 国庫支出金のうち所管部分 | | | 冊子番号 ⁶ 6 P. 38～41 |
| 18款 財産収入のうち所管部分 | | | 冊子番号 ⁶ 6 P. 60、61 |
| 22款 諸収入のうち所管部分 | | | 冊子番号 ⁶ 6 P. 64～67、72、73
84、85 |
| 23款 市債のうち所管部分 | | | 冊子番号 ⁶ 6 P. 90、91 |

債務負担行為のうち所管部分

- 冊子番号⁶5 P. 12

【秘書室・税務部・会計室・議会事務局・選挙管理委員会事務局・公平委員会事務局・監査事務局】

歳出

- 1款 議会費 冊子番号⁶6 P. 94～97
- 2款 総務費のうち所管部分
 - 1項 総務管理費
 - 目 1 一般管理費のうち関係部分
・秘書事務事業、債権管理事業 冊子番号⁶6 P. 96～99、106～109
 - 目 5 会計管理費 冊子番号⁶6 P. 114～117
 - 目 11 公平委員会費 冊子番号⁶6 P. 124～127
 - 2項 徴税費 冊子番号⁶6 P. 154～161
 - 4項 選挙費 冊子番号⁶6 P. 164～171
 - 6項 監査委員費 冊子番号⁶6 P. 172～175

歳入

1 款 市税	}	冊子番号	6	P.	6～15	
2 款 地方譲与税		冊子番号	6	P.	14～17	
3 款 利子割交付金		冊子番号	6	P.	16、17	
4 款 配当割交付金		冊子番号	6	P.	16、17	
5 款 株式等譲渡所得割交付金		冊子番号	6	P.	18、19	
6 款 法人事業税交付金		冊子番号	6	P.	18、19	
7 款 地方消費税交付金		冊子番号	6	P.	18、19	
8 款 ゴルフ場利用税交付金		冊子番号	6	P.	18、19	
1 1 款 地方特例交付金		}	冊子番号	6	P.	20、21
1 4 款 分担金及び負担金のうち所管部分			冊子番号	6	P.	22、23
1 5 款 使用料及び手数料のうち所管部分			冊子番号	6	P.	26～29
1 7 款 県支出金のうち所管部分			冊子番号	6	P.	54、55
1 8 款 財産収入のうち所管部分			冊子番号	6	P.	60、61
2 2 款 諸収入のうち所管部分			冊子番号	6	P.	62、63、66、67 84～87
2 3 款 市債のうち所管部分			冊子番号	6	P.	86、87

一括

債務負担行為のうち所管部分

冊子番号 5 P. 11

【防災安全部・企画部・総務部】

歳出

2 款 総務費のうち所管部分

1 項 総務管理費

目 1 一般管理費のうち関係部分 冊子番号 6 P. 96～109
※秘書事務事業、債権管理事業を除く

目 2 人事管理費 冊子番号 6 P. 108～111

目 3 文書管理費 冊子番号 6 P. 110～113

目 4 広報広聴費 冊子番号 6 P. 112～115

目 6 財産管理費のうち所管部分 冊子番号 6 P. 116～119
※公共施設維持補修事業を除く

一括

目 7 企画費のうち関係部分 冊子番号 6 P. 120～123
※かわまちづくり推進事業を除く

目 9 交通安全対策費 冊子番号 6 P. 124、125

目 1 4 電子計算費 冊子番号 6 P. 126～129

目 2 2 生活対策費 冊子番号 6 P. 134～139

一括

目 2 9 防災対策費 } 一括 冊子番号 6 P. 150～153
 目 9 0 諸費 } 冊子番号 6 P. 152～155

5 項 統計調査費 冊子番号 6 P. 170～173

1 2 款 公債費 } 一括 冊子番号 6 P. 414、415
 1 4 款 予備費 } 冊子番号 6 P. 414、415

歳入

1 2 款 地方交付税 } 一括 冊子番号 6 P. 20、21
 1 5 款 使用料及び手数料のうち所管部分 } 冊子番号 6 P. 22、23
 1 6 款 国庫支出金のうち所管部分 } 冊子番号 6 P. 34、35
 1 7 款 県支出金のうち所管部分 } 冊子番号 6 P. 42～45、54、55
 1 8 款 財産収入のうち所管部分 } 冊子番号 6 P. 56～61
 1 9 款 寄附金のうち所管部分 } 冊子番号 6 P. 60、61
 2 0 款 繰入金のうち所管部分 } 冊子番号 6 P. 60、61
 2 2 款 諸収入のうち所管部分 } 冊子番号 6 P. 66～69、72～79
 2 3 款 市債のうち所管部分 } 冊子番号 6 P. 86、87

債務負担行為のうち所管部分

市債

一時借入金、歳出予算の流用 } 一括 冊子番号 5 P. 11、12
 冊子番号 5 P. 14
 冊子番号 5 P. 4

【市民協働部】

歳出

2 款 総務費のうち所管部分

1 項 総務管理費

目 7 企画費のうち関係部分 } 一括 冊子番号 6 P. 122～125
 ・かわまちづくり推進事業
 目 1 6 福祉コミュニティ費 } 冊子番号 6 P. 128～131
 目 1 7 市民センター費 } 冊子番号 6 P. 130～135

目 2 3 自治振興費 } 一括 冊子番号 6 P. 138～141
 目 2 5 文化振興費 } 冊子番号 6 P. 140～143

目 2 6 国際交流費 } 一括 冊子番号 6 P. 142～145
 目 2 7 ウェルネス費 } 冊子番号 6 P. 144～149
 目 2 8 男女共同参画推進費 } 冊子番号 6 P. 148～151

3 項 戸籍住民基本台帳費 冊子番号 6 P. 160～165

3款 民生費のうち所管部分

1項 社会福祉費

目 8 人権施策推進費

冊子番号6 P. 184～191

4款 衛生費のうち所管部分

1項 保健衛生費

目 5 斎場管理費

冊子番号6 P. 244～247

歳入

15款 使用料及び手数料のうち所管部分

16款 国庫支出金のうち所管部分

17款 県支出金のうち所管部分

18款 財産収入のうち所管部分

19款 寄附金のうち所管部分

22款 諸収入のうち所管部分

23款 市債のうち所管部分

冊子番号6 P. 22～29
冊子番号6 P. 34、35、40、41
冊子番号6 P. 44、45、54、55
一 括 冊子番号6 P. 56、57
冊子番号6 P. 60、61
冊子番号6 P. 64～69、78、79
冊子番号6 P. 86～89

継続費のうち所管部分

債務負担行為のうち所管部分

一 括 冊子番号5 P. 10
冊子番号5 P. 11

議案第12号のうち、本委員会付託部分のまとめ 討論及び採決